

平成19年8月
警察庁交通局

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成19年7月6日から同年8月4日までの間、「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、14件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が平成19年8月20日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第266号）

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第66号）

2 命令等の案を公示した日

平成19年7月6日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 14件

（内訳）

電子メール 14件

F A X 0件

郵 送 0件

別紙

「道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

- 1 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案関係
道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する御意見はありませんでした。
- 2 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案関係

運転免許申請時の本人確認について

意見の概要	意見に対する考え方
本人の顔写真の貼付された書類を原則とする、あるいは複数の本人確認書類を必要とするなど、今回の府令案よりも厳しく本人確認をすべきである。 また、「その他の書類」について一定の基準を定める必要がある。	運転免許申請時に、住民票の写しの添付を求めているものの、近年、これを悪用したなりすまし取得事案が発生するなど、住民票の写しの添付のみでは、本人確認が十分に行えない情勢にあります。 こうした情勢に対応するため、その他の本人であることを確認するに足る書類の提示を求めることとしたものですが、同書類の提示を求めることは、申請者に負担を課すこととなることから、これとのバランスも考慮し、原案どおりの規定とすることが適当であると考えています。 なお、先の通常国会において住民基本台帳法の改正が行われ、これにより住民票の写しの交付申請時の本人確認が強化されることとなるものと承知しております。 また、免許申請者が本人であることを確認するに足る書類については、警察庁として考え方を示すこととしておりますが、当該書類が本人確認に足るものであるか否かについては個別具体のケースに応じて判断すべきと考えております。
運転免許取得時以外（更新時・記載事項変更時等）にも本人確認は必要である。	運転免許証の更新、記載事項変更等における本人確認は、申請・届出者の所持する運転免許証により行っております。